

お住まいの住宅改修を補助します！！

桂川町住宅改修事業補助金制度 受付中！

桂川町住宅改修事業補助金制度は、現在お住まいの住宅の改修費用の一部を町が補助する制度です。

※補助金の交付決定前に着工・完了しているものは対象となりません。

◇補助対象者（①②③④すべてに該当）◇

- ①申込日現在、町内に住民登録をしている
- ②補助の対象となる住宅に居住している
- ③対象となる住宅改修に対し、町で実施している他の補助金などを受けていない
- ④町税などの滞納がない（生計同一者も含む）

◇補助対象住宅・工事（①②③すべてに該当）◇

- ①町内在住の人が町内に所有し居住する専用住宅、併用住宅の住居部分および集合住宅の専有部分
- ②「町内の施工業者」および「代表者が桂川町に住民登録している施工業者」が行う改修工事
- ③工事費が10万円以上（消費税別）で、**令和7年3月31日までに完了届が提出できる改修工事**

◇補助金額◇

改修工事費用（消費税別）の1割に相当する金額（千円未満切り捨て・上限10万円）

◇その他◇

補助金交付の対象にならない工事もありますので、事前にお問い合わせください

【補助金対象改修工事の例】

- ◎屋根（瓦）・天井・外壁・内装・床（畳替え）の改修
- ◎防音・断熱・間取りの変更工事
- ◎浴室・台所・トイレなどの水まわりの改修
- ◎耐震工事など居住部分のみの改修

【補助金対象外となる例】

- ◎門扉や塀などの外構工事
- ◎家具・家電などの購入
- ◎便器・浴槽のみの取替
- ◎年度を越える改修工事
- ◎ほかの補助金を受けている場合
- ◎町外の施工業者による工事 ※ただし、代表者が桂川町の住民登録している場合を除く

次頁も必ずご確認ください。

【町、国、県その他公共団体実施の住宅補助制度とは重複不可】

桂川町住宅改修事業補助金は、町、国及び福岡県とその他公共団体が実施している他の住宅補助制度を優先するものとし、その対象となった費用の額と重複して利用することはできません。

《重複不可対象事業の一例》

- ◎浄化槽設置整備事業補助金
- ◎住みよか事業費補助金
- ◎木造戸建耐震改修工事補助金
- ◎介護保険居宅介護住宅改修支給 など

例：令和6年度において、

- ① 住居の屋根
- ② 外壁の塗装
- ③ 浄化槽設置 を同時に実施した。

住宅改修事業補助金申請 ①,②のみの金額を計上して申請
浄化槽設置整備事業申請 ③のみ申請 } 重複不可

※住宅改修事業補助金申請（①・②）に浄化槽設置整備事業申請（③）の金額を含めて申請しても③は対象となりません。

※住宅改修事業補助金申請の際は、当該対象工事に関する費用のみ見積書に計上して申請をしてください。

申込・問い合わせ先
産業振興課商工統計係
☎0948-65-1106

桂川町住宅改修事業の流れ

申請者

役場

※交付申請書の様式は役場にあります。補助対象工事かどうか、提出書類は何が必要か等の説明をしますので、一度役場にご相談下さい。

【1】交付申請

(提出書類)

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②工事費明細書(見積書)
- ③工事設計書(図面を含む)
- ④町の職員が調査することの同意書

【2】受理・審査

【4】改修工事の実施

※必ず交付決定を受けてから工事着手して下さい。
改修工事の変更の場合は、必ず連絡下さい。

【3】交付・不交付決定通知

【5】完了届

令和7年3月31日まで

(提出書類)

- ①住宅改修完了届(様式第5号)
- ②住宅改修完了証明書(様式第6号)
- ③工事代金領収書の写し
- ④工事施工の写真(施工前・施工中・施行後)

【6】審査・現地確認

【8】補助金請求 (様式第8号)

【7】補助金額確定

【10】補助金受理

【9】補助金交付